

厚生労働大臣認定 TLO ヒューマンサイエンス技術移転センターについて Q & A

1 . Q : 厚生労働大臣認定 TLO ヒューマンサイエンス技術移転センター(以下、「HSTTC」という)は、具体的にどのような試験研究機関の特許を取扱うのですか？

A : 具体的には下記に示しますような厚生労働省所管の特定試験研究機関または試験研究独立行政法人(国研等)の研究から生み出された特許を取扱います。

国立医薬品食品衛生研究所
国立保健医療科学院
国立感染症研究所
国立身体障害者リハビリテーションセンター
国立がんセンター
国立循環器病センター
国立精神・神経センター
国立国際医療センター
国立成育医療センター
国立長寿医療センター
独立行政法人国立健康・栄養研究所
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人医薬基盤研究所
独立行政法人労働安全衛生総合研究所

HSTTC は、上記国立試験研究機関等から生み出された発明で、国が承継することのできるものについて、その権利を国から譲り受けて、特許出願、権利化、維持及び管理を行い、民間企業への技術移転のための活動を行ないます。

2 . Q : 会員登録の申込をすると会員 ID が発給されるとのことですが、会員専用の情報を閲覧できる人数に制限はあるのですか？

A : 会員登録の申込書に記載されている担当者に ID を発給しますが、原則一企業 2 名までの追加 ID の発給は認められます。

3 . Q : 発明の開示からライセンスを受けるまでの流れはどのようになっていますか？

A : 国立試験研究機関等の研究から生まれた発明をヒューマンサイエンス振興財団が特許として出願します。出願後 1 ヶ月以内に会員専用ホームページに特許の概要を掲載しますと共に、追加掲載した旨を別途会員宛に連絡いたします。実用化に向けた検討を希望される場合は出願明細書をご請求ください。更に、実施権の許諾を希望される場合は、使用目的(医薬、診断薬、医療機器、バイオインフォマティクス、

など) 国内外における独占または非独占を実施許諾申込書に明記の上お申込みください。独占的实施権許諾の場合は、入札により実施権許諾契約を締結する企業を決定いたします。独占的实施権者が不在で且つ非独占の実施権を希望する企業がある場合には別に定める基準実施料で実施契約を交わす順序となります。

4 . Q : HSTTC の会費はどのようになっていますか ?

A : HSTTC の会費は、出願概要および出願明細書を早期に優先的に閲覧できる権利、入札に参加できる権利、その他 HSTTC が主催する事業へ参加できる権利の対価として、50万円/年を設定しています。

5 . Q : (財) ヒューマンサイエンス振興財団は、別に賛助会員を有していますが、その賛助会員と HSTTC の登録会員企業との間に違いはあるのですか ?

A : (財) ヒューマンサイエンス振興財団は、民間企業146社(平成15年4月現在)の賛助会員を有していますが、これら賛助会員であっても HSTTC の技術移転事業に関しては、本技術移転事業に関心のある場合は会員として、新たに HSTTC の会員登録の手続きをしてもらいます。HSTTC の登録会員としては、財団の賛助会員も非賛助会員も平等の扱いとなります。

6 . Q : HSTTC 会員のメリットとしては、特許の公開前に出願情報が得られる以外に何かありますか ?

A : 会員間で入札を行い、独占的实施件または非独占的实施件を許諾された企業には、実施許諾契約を締結した後、必要に応じて、発明者から技術説明を受けることができ、国立研究機関との共同研究についても便宜を受けることができます。改良発明に発展した場合は当該企業も権利者(特許出願人)となり得ます。

7 . Q : HSTTC の会員に提示された特許情報について、最初に手を上げた企業に第一選択権など優先権を与えて実用化を進めることはできないのですか ?

A : 国立の研究試験機関等から生み出された特許については、その性質上、公平性・透明性および実施料の妥当性等から入札制度を採用します。しかしながら、特許出願後、実施許諾の希望有無を早期(特許出願後6ヶ月以内)に確認しますので時間的優位性は保たれると考えています。

8 . Q : 実施料はどのようになりますか ?

A : 実施料は、『一時金 + 正味売上の %』とします。特許の使用目的、独占または非独占、許諾国などによって異なります。

9 . Q : 入札における落札者はどのようにして決定されるのですか ?

A：特許の使用目的ごとに決定します。決定にあたっては、提示金額を重視し、申込順などを加味して決定いたします。また、HSTTC が設定した基準実施料などに満たない場合は『落札者なし』ということもあり得ます。

10. Q：一つの特許に独占的实施権者と非独占的实施権者が混在することがありますか？

A：あり得ます。ある特許について使用目的、使用国でマトリックスを書くと以下ようになります。

国 / 目的	医薬	診断薬	医療機器	バイオ・インフォマティクス	・
日本					
アメリカ					
・					
・					
・					

実施許諾の申込の結果、
このようなことも理論的には
あり得ます。



国 / 目的	医薬	診断薬	医療機器	バイオ・インフォマティクス	・
日本	独占A社	非独占B, C社		独占D社	
アメリカ	独占E社	独占F社	非独占G, H社		
・					
・					
・					

11. Q：会員でない企業が特許の利用を希望した場合はどのようになりますか？

A：用途毎の国内外における独占的实施許諾権者が不在の場合は、特許庁または WIPO による出願の公開後 12ヶ月以内に一般公開入札を行ないます。(勿論、会員企業の参加も可能)この場合、既に決まっている国内外の独占的または非独占的実施許諾権者(会員企業)の権利は保護されることを条件とします。非独占の実施権は非会員の企業が希望される場合にも有償で許諾されます。